

令和6年度 パラスポーツ普及モデル事業

再募集案内

<交付申請受付期間>

令和6年9月9日（月）～令和6年12月20日（金）

予算に達し次第受付終了

<実績報告書提出期限>

令和7年2月28日（金）

1. 事業の目的

スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらずスポーツに親しめるようにするためには、障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図ることが不可欠である。また、スポーツ基本法第9条に定められている「スポーツ基本計画」においても、障害者スポーツ振興のための体制や方策の充実が重点的に盛り込まれている。

これらのことから、本事業は、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、身近な地域でスポーツを実施できる環境の整備を図ることを目的として実施する。

2. 事業の概要

上記の目的達成に向けて、山梨県障害者スポーツ協会に配置した市町村連携サポーターと連携し、パラスポーツイベント等を開催する取組に対して補助を行います。

(イベントの例)

- ・特別支援学校や総合型地域スポーツクラブを活用したパラスポーツ体験会
- ・学校や福祉事業所等を対象としたパラアスリートや競技団体を講師としての出前講座
- ・市町村でのお祭りや商業施設等への体験会のブース出展
- ・誰もが参加できるパラスポーツの大会
- ・パラアスリート等による講演会

3. 補助金対象事業者

市町村

4. 予算額・補助件数

予算額320万円の範囲内で補助事業者を採択します。

※1 事業者あたり上限80万円

※予算額を超える申請があった場合は、提出された補助金申請書及び事業計画書等の内容を総合的に審査し、補助事業者を決定します。なお、選考結果に関するお問い合わせにはお答えしません。

※予算の執行状況により、パラスポーツ普及のために、事業の実施を市町村に直接依頼することがあります。

5. 事業の実施・補助期間

補助金交付決定の日から令和7年2月28日（金）

<スケジュール（目安）> ●：県 □：事業者

- | | | |
|-------------------------------------|-----------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> | 令和6年 9月 9日（月） | 補助金交付申請書提出開始 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 令和6年 9月 9日（月）以降 | 随時審査・補助金交付決定通知発出 |
| <input type="checkbox"/> | 令和6年12月20日（金） | 補助金交付申請書提出締切 |
| *予算に達し次第提出締切* | | |
| <input type="checkbox"/> | 令和7年 2月28日（金） | 実績報告書提出期限 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 令和7年 3月中旬 | 補助金額の確定通知発出 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 令和7年 3月下旬 | 補助金支払い |

6. 補助内容

提出された補助金交付申請書及び事業計画書等の審査により、パラスポーツ普及モデル事業の内容、事業経費の使途、金額、その他の事項が適当と認められる場合、次に掲げる経費について 1事業者当たり80万円を上限に補助します。

補助対象経費		補助率	補助上限額 (1事業者当たり)
経費	費目（※）		
パラスポーツ普及 モデル事業	1 報償費	当該経費の 3分の2	80万円
	2 旅費		
	3 需用費		
	4 役務費		
	5 使用料及び賃借料		

※ この表に掲げる費目それぞれの金額が、交付申請時から20%を超えて増減する場合には、事前に知事の承認が必要になります。

◆ 事業計画書の経費記載について

- ① 事業において、本事業の補助金以外に収入がある場合には、記載をしてください。
- ② 積算内訳は、詳細に記載してください。
- ③ 補助対象経費

事業の実施に直接必要となる経費のみを計上してください。また、必ず事業計画との整合性をとってください。

今後、交付申請書・完了報告書の提出に当たっては、経費（単価等）の根拠となる資料（内訳が分かる規定・見積書・請求書等の書類）が必要になりますので、整理保存してください。

なお、過剰な旅費等、費目に著しい偏りがある場合は補助対象外となる場合があります。

ます。

また、市町村連携サポーターの企画・立案や事業当日の運営に関わる人件費や旅費に関しては、山梨県障害者福祉協会から支払ますので、サポートを活用した日や時間、場所を月毎に報告してください。

ア 報償費

外部に依頼する事業実施の労務（講師、審判等）、実技指導（パラスポーツ指導員、競技団体等）、その他の労務（通訳、看護師等）に対して支払うものを対象とします。

単価等については各地方公共団体の支給規程等により、妥当な単価を設定してください。過大な謝金単位の計上は認めません。

イ 旅費

原則として、各地方公共団体の旅費規程等により算出してください。

※外部の者を招聘するための謝金として旅費を支給、または航空券や宿泊等を提供する場合は、旅費として計上してください。

ウ 需用費

各種事務用品、体験会におけるパラスポーツ用具消耗品、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を補助対象とします。備品の購入はできません。

案内用のチラシ・パンフレット・ポスター等に係る経費を補助対象とします。

エ 役務費

各経費の支出に係る銀行振込手数料、広告等掲載料（費用対効果を考慮し、過大な計上は補助対象外とします。）を補助対象とします。

また、取組の実施に当たり主催者として加入が必要となる保険料は補助対象とします。

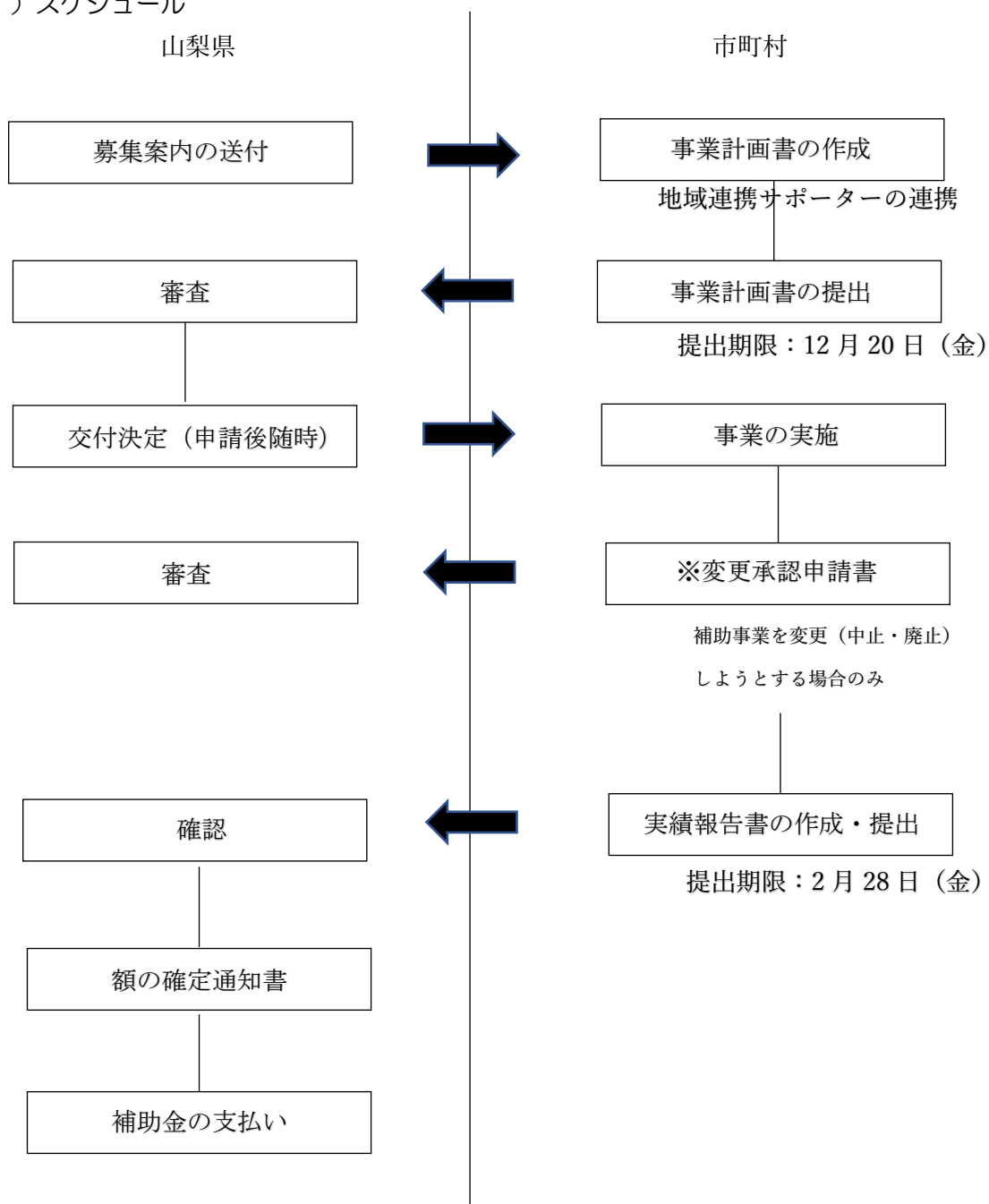
はがき・切手代、郵送料、宅急便等の料金等を補助対象とします。なお、電話代、通信料（インターネットを含む）は補助対象外とします。

オ 使用料及び賃借料

会場借料、機器・物品・用具・器具・施設等の借料、イベント出店料を補助対象とします。

6. 手続きの流れ

(1) スケジュール



※ 上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合があります。

※ 本補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うこととなります。ただし、必要があると認められた場合は、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができます。

(2) 交付申請書の審査

提出を受けた申請書類については、県において審査を行い、予算の範囲内で、事業目的への効果が特に高いと認められるものを優先して交付決定を行います。

交付又は不交付の決定は、令和6年9月以降随時、各申請者に通知します。

7. 交付申請手続き

(1) 申請書類

- ① パラスポーツ普及モデル事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号の2）
- ③ 収支予算書（様式第1号の3）
- ④ その他添付書類

(2) 申請書提出先

次のメールアドレス宛に提出してください。

山梨県観光文化・スポーツ部スポーツ振興課 パラスポーツ担当
sports-sk@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 申請方法

- 作成した様式ファイルは電子メールに添付の上、下記メールアドレスまで送信してください。
- 申請書類の提出はすべてPDF形式で提出してください。
- メール件名及び送付する電子データは「【市町村名】パラスポーツ普及モデル事業申請書提出」としてください。
- メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負いません。受信確認の返信メールが提出後1営業日以上たっても届かない場合、電話にて確認をお願いします。

(4) 申請に際しての留意事項

- 本事業の企画・立案に当たっては、山梨県障害者スポーツ協会に配置をしました市町村連携サポーターを活用してください（問い合わせ先は別紙に記載）。
また、企画・立案に当たっては、一過性の取組ではなく、当該事業を継続的・発展的に実施し、以降、更なるパラスポーツの普及に寄与していく取組となるようにしてください。

- 申請期限は令和6年12月20日（金）です。（必着）
- 交付決定を受けた日から令和7年2月28日までに支出した経費が対象です。
- 経費の支払い（引落し）は、令和7年2月28日までに完了してください。
- 事業完了に係る実績報告書を、令和7年2月28日までに提出してください。
- 事業の実施に当たっては、本補助事業の全部を特定の企業や団体等に一任せず、申請のあった市町村において、一元的に責任を負う体制を整備してください。申請者である市町村の一元的な管理のもと、民間企業等の団体と連携して企画・運営を行ってください。
- 本事業内定後及び事業終了後に、山梨県が主催する会議等で事業実績の報告にご協力ください。
- 補助事業者は、事業の実施に当たり、事業完了報告書等の成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、山梨県補助事業であることを明示する必要があります。
- 提出書類に虚偽の記載や補助事業の実施に不正行為があった場合は、補助金交付の決定を取り消し、すでに補助した額の返還を求める場合があります。
- 山梨県又は国の機関から検査、報告、是正のための措置の求めがあったときは、これに応じなければなりません。

8. 申請書類の取扱い

- 交付申請書・事業計画書等の作成に係る費用は、申請する市町村の負担とします。また、提出された事業計画書等については返却しません。
- 提出された交付申請書等は、本事業における交付決定対象者の特定以外の目的では使用しません。
- 提出された交付申請書等は、必要の範囲で複製を作成することがあります。
- 交付申請書等の提出後、必要に応じて補足資料の提出を求めることがあります。
- 交付決定となった案件、パラスポーツ普及モデル事業の写真等について、山梨県の広報・プロモーション活動において利用させていただく場合があります。あらかじめ御承知おきください。

9. 問合せ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県観光文化・スポーツ部スポーツ振興課（北別館5階）
TEL：055-225-3942（内線：1383）（担当：深沢）
FAX：055-223-1578
e-mail：sports-sk@pref.yamanashi.lg.jp

※ 公募期間中の質問・相談等については当該者のみが有利になるような質問等については回答できません。質問等に係る貴重な情報はホームページにて公開している本件の公募情報を開示します。

10. 市町村連携サポーターの問合せ先

〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1F
社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会
山梨県障害者スポーツ協会
TEL：055-252-0100
市町村連携サポーター 奈良 妙子（山梨県障害者スポーツ協会 会長）
e-mail：nara@sanshoukyou.net
TEL：090-4573-6683（携帯電話）